

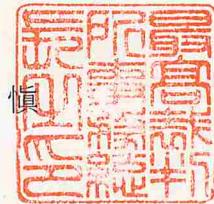
最高裁秘書第1958号

令和3年6月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

5月31日付け（6月2日受付、第030236号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「執行判決請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「不当利得返還請求事件外3件（①令和元年（行ヒ）第371号、②同第374号、③同第388号、④令和2年（行ヒ）第133号）について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 執行判決請求事件について

### 事案の概要

米国カリフォルニア州の裁判所は、上告人（1審被告）に対し、被上告人ら（1審原告ら）への損害賠償を命ずる旨の本件外国判決をした。本件外国判決には、懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分がある。

本件外国判決の後、上記裁判所の強制執行手続において一部弁済がされた。

本件は、被上告人らが本件外国判決についての執行判決を求める事案である。

〔参考〕カリフォルニア州民法典には、一定の場合に、原告が、実際に生じた損害の賠償に加えて、見せしめと制裁のための損害賠償を受けることができる旨の懲罰的損害賠償に関する規定がある。

我が国において外国裁判所の判決による強制執行の申立てをするには、あらかじめ、その外国裁判所の判決についての執行判決を得る必要がある（民事執行法22条6号）。

### 争点及び原判決

- ◇ 争点は、本件外国判決のうち執行判決をすることができる部分の範囲である。  
被上告人らは、本件外国判決のうち認容額から上記弁済の額を差し引いた残額の部分について、執行判決を求めている。  
これに対し、上告人は、本件外国判決のうち懲罰的損害賠償の部分は効力を有せず、上記弁済はその余の部分に充当されると解すべきであるから、被上告人らの請求はその残額の限度でしか認められない等と主張している。（下記の図参照）

〔参考〕我が国の公の秩序に反する外国裁判所の判決は、その効力を有しないとされている（民訴法118条3号）ところ、外国裁判所の判決のうち懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分について、我が国の公の秩序に反するからその効力を有せず、執行判決をすることはできないとした判例として、最二小判平成9年7月11日・民集51巻6号2573頁がある。

- ◇ 原判決は、本件外国判決のうち懲罰的損害賠償の部分は我が国の公の秩序に反するものであるが、カリフォルニア州において懲罰的損害賠償の債権が存在することまで否定されるものではなく、同州の裁判所の強制執行手続においてされた上記弁済は本件外国判決の全体に充当されたとみるほかないなどとして、被上告人らの請求を全部認容した。



## 損害賠償請求事件について

### 事案の概要

第1審原告らは、主に大阪府又は兵庫県内において建設作業に従事し、石綿（アスベスト）粉じんにばく露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する者又はその承継人である。

本件は、第1審原告らが、国（第1審被告）に対し、国による石綿粉じん対策が不十分であったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めるとともに、複数の建材メーカーら（第1審被告）に対し、建材メーカーらが石綿含有建材から生ずる粉じんにばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示することなく石綿含有建材を製造販売したことと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、第1審原告らの国に対する国家賠償請求について、一部の第1審原告らの請求を一部認容し、その余を棄却し、第1審原告らの建材メーカーらに対する不法行為に基づく損害賠償請求について、一部の第1審原告らの請求を一部認容し、その余を棄却した。弁論の対象となるのは、原判決のうち、第1審原告X1の国に対する国家賠償請求を棄却し、第1審原告X2～X6らの建材メーカーY1に対する不法行為に基づく損害賠償請求を一部認容した部分である。
- ◇ 最高裁における主な争点は、国による石綿粉じん対策に係る規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法となる範囲（違法となる期間、対象者）を前提としてX1の国家賠償請求が認められるか否か、Y1がX2～6の被承継人に対して不法行為責任を負うか否か（特に、Y1において、屋外の建設現場で石綿含有建材の加工等を行う作業者が石綿粉じんにばく露することにより石綿関連疾患に罹患する危険があることを認識することができたか否か）である。

## 傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

### 不当利得返還請求事件外 3 件（①令和元年（行ヒ）第 371 号、 ②同第 374 号、③同第 388 号、④令和 2 年（行ヒ）第 133 号）について

#### 事案の概要

A 県から委託を受けた原告〔①②事件被上告人・③④事件上告人〕は、東日本大震災によるマンションの被害を大規模半壊とする罹災証明書（B 市発行）に基づき、同マンションに居住する世帯主らに対し、被災者生活再建支援金を支給する決定をした。しかし、その後、被害を一部損壊に修正する罹災証明書が発行されたことから、原告は、上記支給決定に誤りがあったとして、これを取り消す決定をした。

本件は、原告が、上記取消決定により上記支給決定の効力が失われたと主張して、上記世帯主又はその相続人である被告〔①②事件上告人・③④事件被上告人〕らに対し、支給済みの上記支援金の返還を求める事案である。④事件については、被告らが、上記取消決定に違法があると主張して、原告を相手に、その取消しを求めていいる。

#### 〔参考〕被災者生活再建支援法 3 条 1 項

都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯（※）となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金の支給を行うものとする。

※ 被災世帯には、所定の自然災害により大規模半壊の被害を受けた世帯が含まれるが（同法 2 条 2 号）、半壊又は一部損壊の被害を受けた世帯は含まれない。

#### 原判決及び争点

##### ◇ 原判決

〔①②事件〕（1）被害の判定を事後に覆した上記取消決定は違法であるが、（2）その違法が明白ではなかったから上記取消決定は無効でないとして、原告の返還請求を認容した。

〔③事件〕①②事件（1）と同様の判断をしたが、支援金の支給に関する重大な瑕疵があるから上記取消決定は無効であるとして、原告の返還請求を棄却した。

〔④事件〕上記取消決定は違法であるとして、被告らの取消請求を認容し、原告の返還請求を棄却した。

##### ◇ 最高裁における争点

〔①～③事件〕上記取消決定が違法かつ無効であるか否か。

〔④事件〕上記取消決定が違法であるか否か。